

令和7年度佐賀県服薬対策事業データ分析事業業務委託仕様書

1 目的

厚生労働省が公表している国民医療費によれば、佐賀県（以下、「県」という。）の市町村国民健康保険の1人当たり年齢調整後医療費は、平成22年度以降、引き続き全国1位であることから、服薬に関する分析を実施し、市町等に共有することにより市町の取組みを支援する。

2 契約期間

契約締結の日～令和8年3月24日（火曜日）

3 委託（分析業務）の内容

1の目的を達成するために次のとおり分析を行い、結果を市町及び県に提供するとともに、これらに附帯する業務を処理すること。

ただし、県に提供する分析結果は、個人情報をもスキミングしたものとし、(1)及び(2)については、概要（件数など）で構わない。

(1) 保健指導（服薬に関するもの。勧奨通知の発送等。以下同じ。）を要する者を抽出する分析
《提案事項（主なもの）》

① 抽出条件

※ なぜ、その抽出条件が最適なのか、佐賀県の特性を踏まえ、根拠を示すこと。

※ 重複服薬、多剤服薬等、服薬に関する保健指導の対象者を抽出するものであること。
ただし、ジェネリック、バイオシミラーは除く。

② ①による場合の抽出見込件数（保健指導の対象者数）

③ 抽出データの各項目

④ 実施スケジュール

※ 分析結果を基にして、市町が年度内に保健指導を実施。可能な限り早期に分析結果を共有し、市町における保健指導の実施期間を十分に確保すること。

⑤ 抽出に用いるデータ

(2) 保健指導を行う際に使用する通知書に係る最適なデザインの分析

デザインは、(1)の④の実施スケジュールと整合性がとれたものであること。通知内容にあたっては、現状の服薬状況と服薬リスク等が記載され、通知対象者が医療機関や薬局等に服薬相談に行くことを促す内容であること。デザインの校正は、必要に応じ3回程度、実施するものとし、その費用を見込み、提案書に付属する見積書に反映させること。

《提案事項（主なもの）》

① 通知書デザイン案

② 市町が①を使用して保健指導を実施とした場合のコスト

市町が負担すると想定される金銭的、事務的コストを算定し参考として提案すること。

（例：勧奨通知1通あたり、印刷費50円、郵送料150円、封詰め作業100円等）

(3) 効果測定分析及びそれに伴う提言

次のア、イの保健指導の前後で、対象者の服薬状況及び医療費の変化を分析し効果を検証すること。また、分析・検証結果をもとに、今後の取組みに関する提言を行うこと。

ア 令和7年1月末に市町が実施した保健指導（対象者257件）

イ (1)の分析結果を基に市町が実施した保健指導

《提案事項（主なもの）》

- ① 実施スケジュール
- ② 提言することができると見込める事項
- ③ 分析に用いるデータ

4 成果物等

- (1) 完了報告書
- (2) 分析結果

5 予算額

14,573,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

6 支払方法

完了払い

7 留意事項

- (1) 分析の際に使うことができるデータについては、県が別途委託を行い佐賀県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対して、市町国保保険者の医科・調剤に係るレセプトデータ（本委託を遂行する際に必要なものに限る。）を提供させる。

なお、県又は国保連が保有する上記以外のデータを用いてもよいが、説明会（6月13日午前10時から）又は「仕様書等に対する質問書」（6月16日提出期限）において、提供可否等を確認した上で提案を行うこと。

また、受託事業者において、独自に収集した適正なデータを用いても差し支えない。

- (2) 企画案は、できる限り具体的で、かつ、確実に実施できる内容とすること。
- (3) 企画案には、委託業務にかかる見積（消費税及び地方消費税含む）を含ませること。
- (4) 業務の遂行に当たっては、県と随時に打合せをして行うこととする。
- (5) 業務の遂行に当たり、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託事業者が行うこと。
- (6) 受託事業者が本委託により制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県は、これらの成果物（制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等）を無償で自由に二次利用できるものとする。また、受託事業者は、県に対して著作権法18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) その他、この契約にあたり個人情報の取り扱いには、「個人情報の保護に関する法律」及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (8) 県又は国保連が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (9) 契約時の本仕様書は、佐賀県と最優秀提案者との間で、実施内容の協議を行った上で改めて定めるものとする。